

題名

墜落・転落災害防止強調期間にかかる緊急の取組みについて

趣旨

長崎労働基準監督署(署長 池田 康廣)では、重篤な災害につながりやすい墜落・転落災害にかかる防止対策として、平成25年から「第12次労働災害防止5カ年計画」を推進し、労働安全衛生関係法令及び各種ガイドライン・指針等の遵守徹底等の推進を図ってきました。

しかしながら、平成28年7月から9月にかけて墜落防止対策が十分に講じられていないことによって墜落・転落し、死亡や意識不明等の重篤な労働災害が立て続けに発生し、憂慮すべき事態となっております(別添「**一覧**」のとおり)。

これらのことから、本年12月31日までの期間を「墜落・転落災害防止強調期間」と位置づけ、全業種を対象として、重点的な監督指導等の実施を取組み、墜落防止対策の一層の促進を図ります。

概要

実施期間

平成28年12月31日までの間

対象業種

対象業種は全業種とします。

なお、墜落・転落災害の多くを占める建設業は、重点業種として優先的に監督指導を行います。

実施事項

(1) 集中的な立ち入りによる監督指導及び個別指導の実施

当署管内の大規模及び中小規模建設工事現場を中心に集中的な監督指導及び個別指導を実施し、高所からの墜落・転落防止のため措置が講じられているか等を確認し、これらが遵守されていない場合には厳正に対処します。

(2) 建設関係者連絡会議等による現場パトロールの実施

当署管内の公共工事発注機関及び労働災害防止団体と建設工事現場の合同パトロールを実施し、墜落・転落防止の啓発を行います。

また、木造家屋建築工事等安全対策委員会による安全パトロールを実施し、木造家屋建築現場における適切な足場の設置等を指導します。

(3) 関係機関及び関係団体への要請

当署管内の公共工事発注機関及び労働災害防止団体の長等に対し、本強調期間の実施に当たっての協力要請を行うとともに、足場及び作業箇所等からの墜落・転落防止対策について、関係事業場に対する積極的な周知及び指導を要請します。

(4) 広報活動の実施

本強調期間の取組みについて、あらゆる機会をとらえ広報活動を実施し、周知啓発します。